



# 国民健康保険料の 軽減制度

## ■国民健康保険料の軽減制度とは

世帯の所得が基準以下の場合に、均等割額（国保加入者数に応じてかかる保険料）と平等割額（二世帯当たりにかかる保険料）の一定割合を減額し、保険料負担を軽減します。軽減の割合は、世帯の所得に応じて2割・5割・7割があります。

入がない人や遺族年金などの非課税年金を受給している人は、5月17日(月)までに本庁国民健康保険課へ所得の申告をしてください。

なお、確定申告や市県民税の申告をした人、所得が給与所得または公的年金所得だけの人は申告の必要はありません。

■本庁国民健康保険課 ☎ 426・3281

## ■平成22年度軽減基準額一覧表

軽減割合	世帯所得金額
2割軽減	( ) 人 × 35万円 + 33万円 以下
5割軽減	[( ) - 1] 人 × 24万5千円 + 33万円 以下
7割軽減	33万円 以下

※世帯所得金額は、4月1日(賦課期日)現在の国保加入者と国保から後期高齢者医療制度に移行した人および世帯主について、平成21年1月～12月の所得を合計した金額です。

※表中の( )には、4月1日(賦課期日)現在の国保加入者と、同一世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行した人の合計人数が入ります。ただし、5割軽減は国保に加入していない世帯主も人数に含めて数えます。